鹿屋市教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令

鹿屋市教育委員会電子署名規程（平成18年鹿屋市教育委員会訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「電子署名」の次に「（電子署名規程第３条第１号に規定する鍵情報格納カードの利用に限る。）」を加える。

附　則

この訓令は、令和６年11月１日から施行する。